

北海道岩見沢東高等学校いじめ防止基本方針

北海道岩見沢東高等学校(全日制・定時制)

1 いじめの問題性について

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と規定しています。

【いじめの内容】

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする

2 いじめの背景や要因について

いじめの背景や要因としては、学校での人間関係、家庭におけるしつけの問題、社会的な風潮など、学校、家庭、地域社会の様々なことが挙げられる。したがって、いじめ問題の解決に当たっては、学校、家庭、地域社会の三者が一体となった取組が必要である。

【いじめの主な要因】

- いじめは、児童生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得る。
- いじめは、単に児童生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりもする。
- いじめの衝動を発生させる原因としては、①心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする）、②集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級集団では、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられることがある）、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤金銭などを得たいという意識、⑥被害者となることへの回避感情などが挙げられる。そのため、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりや、児童生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての児童生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。

○いじめは、児童生徒の人権に関わる重大な問題であり、大人も児童生徒も、一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な方法である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を十分自覚しなければ、いじめから児童生徒を守り通すことは難しい。そのため、児童生徒の発達の段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ児童生徒」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、多様性を認め互いに支え合うことができず、いじめが起こり得る。

【いじめの解消】

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、必要に応じ、被害児童生徒と加害児童生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

○いじめに係る行為が止んでいること

被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は「学校いじめ対策組織」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

○被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。「学校いじめ対策組織」においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。いじめの解消の見極めに当たっては、学校や保護者のほか、「学校いじめ対策組織」を活用し、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどを含めた集団で判断することが大切である。上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易には消えない場合も十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

3 いじめへの対応について

(1) いじめへの基本的な認識

いじめは、「どの学校、どの子にも起こりうる」という認識に立ち、生徒の生活実態のきめ細かい把握に努め、いじめにかかわる訴えがあったときは、問題を軽視することなく、即座に対応する。

- 「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度で臨む。
- 生徒の発するサインを見逃さず、早期発見・早期対応に努める。
- ふれあいの機会や場面を通して観察し、生徒理解に努める。
- 様々な教師が生徒を多面的に観察し、情報を交換する。

(2) 対象を明確にとらえた指導

いじめにかかわる集団は、いじめを受ける「被害者」及び、いじめを企て、いじめを行う「加害者」と、それを取り巻き、いじめをはやし立てる「観衆」、見て見ぬ振りをする「傍観者」、いじめを止めに入る「仲裁者」に分けられる。学校においては、生徒の状況を注意深く観察し、次のように的確に指導する。

ア いじめられている生徒に対して

- 全力でいじめから守り通す姿勢をもち、つらい気持ちを共感的に理解し、心配や不安を取り除き、安心感をもたせる。
- 訴えを親身になって聞き、いじめを解決する方法を共に考える。
- 徐々に活躍の場や機会を設定し、認め、励まし、達成感や充実感をもたせる。
- 教師との信頼関係を保ちながら、よりよい人間関係を築く。

イ いじめている生徒に対して

- いじめの行為の事実を確認する。
- いじめた理由や動機を聞き、本人の心の内を理解し、指導の方針を立案する。
- 相手の苦痛やいじめが非人間的で、人権を侵す行為であることを理解させる。
- 自分のよい面に気付かせ、友人との新しい関係がつかれるように援助する。

ウ 傍観的な態度を取る生徒に対して

- いじめをはやし立てたり、いじめを傍観したりすることも、いじめる行為と同様に許されないという認識をもたせる。
- いじめを教師や保護者などに伝えることは、非難されるものではなく、むしろ正しい行為であるということを理解させる。

(3) ネット上のいじめへの対応

携帯電話などのインターネット掲示板やメールによる誹謗中傷等、「ネット上のいじめ」が大きな問題となっていることから、学校においては、次のとおり対応する。

- 情報モラルにかかわる指導を一層充実させ、生徒に安易な気持ちで誹謗中傷等を書き込まないよう指導する。
- インターネット巡回（ネットパトロール）を実施するなどして、不適切な書き込み等の未然防止、早期発見・早期対応に努める。
- 携帯電話やインターネットの利用について、家庭でのルールづくりやフィルタリングの設定を促進するため、保護者への啓発活動を行い、家庭との連携を強化する。

4 「学校いじめ対策組織」について

(1) 「学校いじめ対策組織」として、「いじめ対策委員会」を設置する。委員長に教頭(全・定)、委員に保健厚生部長、養護教諭、各学年主任、該当担任に加え、スクールカウンセラーから助言を受けること

とする。なお、必要に応じて警察をはじめとする外部専門家の参加も得る。

(2)「学校いじめ対策組織」の役割

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う
- ・いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口
- ・いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う
- ・いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があったときには緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有、関係児童生徒に対するアンケート調査や聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う
- ・いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容・情報共有・教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する
- ・いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する
- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム等）の作成・実行・検証・修正を行う
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画（学校いじめ防止プログラム等）に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する
- ・学校いじめ防止基本方針が自校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う（PDCAサイクルの実行を含む。）
- ・学校いじめ防止基本方針の内容が、児童生徒や保護者、地域住民から容易に認識される取組を行う
- ・被害児童生徒を徹底して守り通し、事案を解決する相談・通報を受け付ける窓口であるなど、「学校いじめ対策組織」の役割が、児童生徒や保護者、地域住民からも容易に認識される取組を行う

5 いじめの重大事案について

いじめの重大事案については、北海道岩見沢東高等学校緊急対応マニュアルに従い、速やかに対応する。

6 「学校いじめ防止基本方針」の周知、点検について

「学校いじめ防止基本方針」は、学校HPに掲載するとともに、生徒・保護者に周知するとともに、外部評価者(学校評議員)にも共有し、様々な意見や状況により更新を行うこと。